

(別紙)

## 根拠法令条項

### ① 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令案

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号。以下「改正法」という。）附則第三条第六項及び第十二条並びに改正法による改正後の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条、第二十四条の二第一項、第二項及び第四項、第二十七条第一項、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十条の三第二項、第三十条の五第一項、第三十条の四十四第一項、第三項及び第九項から第十一項まで、第三十条の四十八、第三十条の四十九、第三十八条並びに第四十一条

### ② 住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令案

改正法による改正後の住民基本台帳法第十九条第四項、第二十七条第二項及び第三十条の四十四第四項並びに住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第二十四条の三第七号、第三十条の五第一号、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の十八第一項、第三十条の二十一第二項及び第三項、第三十条の二十四第五項及び第七項並びに第三十五条